

世田谷区立中央図書館を見学した。

ところで、昨年（昭和六十二年）開催された第十回の図書館建築研修会にも、本学から木野が参加した。その報告書は九十ページの小冊子に編集され、日本図書館協会から刊行された。その内容は、①米国の最新事例 米国図書館建築事例紹介、②キャンパスにおける大学図書館の設置ならびに規模計画、③大学図書館のAV部門について、などとなっている。

6 私立大学図書館協会東地区部会研究部研究分科会への参加

研究分科会に参加している館員と分科会名は次のとおり。

- ① レファレンス研究分科会 清水 弘視 ※ただし、六月までは、林 利久が参加。
- ② 事務能率研究分科会 大和 博幸
- ③ 資料組織研究分科会 古山 悟由

以上が図書館における主要な研修活動の要旨である。そのほか一日だけの出張研修などを加えると、かなりの研修が実施されたことになるが、紙数の関係で割愛せざるを得なかつた。

國學院大學図書館貴重図書資料管理例規

第一条 國學院大學図書館は、この例規に基づいて貴重図書資料を収集、保管し、学術研究を目的とする利用に供するものとする。

第二条 貴重図書資料の収集は、この例規の定める基準により館長が図書館委員会に諮ってこれを決定する。

第三条 貴重図書資料基準例規

一 日本（和書）

- (イ) 写本は元和以前の資料
- (ロ) 整版は元禄以前の刊行資料
- (ハ) 名家手沢本（含、名家旧蔵書及び本学有名教授）
- (ニ) 名家自筆本

二 中国・朝鮮（漢籍・朝鮮本）

- (イ) 清・康熙（一六六二）以前の写本及び刊本
- (ロ) 李朝古版本及び古活字本

三 西洋（洋書）

- (イ) 一八五〇年以前出版の資料及び特別稀観本
- (ロ) 名家自筆の稿本及び書簡類

四 大学関係資料

- (イ) 博士論文
- (ロ) 大学創立関係資料
- (ハ) 大学関係重要文書・記録類

第四条 貴重図書資料取扱例規

- 一 貴重図書資料の閲覧許可は館長決裁とする。
- 二 貴重図書資料の館外帶出は許可しない。但、学内研究者が授業または研究のため教室に持ち出す必要のある場合は當日中を条件に、あらかじめ館長にあてて帶出許可願いを提出し、その許可を受けなければならぬ。
- 三 貴重図書資料の閲覧は特別閲覧室のみにて許可する。
- 四 貴重図書資料閲覧の際、筆記用具は鉛筆のみとする。万年筆・ボールペン等は禁止する。
- 五 貴重図書資料の電子複写は許可しない。
- 六 貴重図書資料の写真撮影は部分撮影に限つて許可する。
- 七 全巻複写は、学内研究者（含、学生）がその資料を使用し、内容を公表したものを除いてこれを禁止する。尚、撮影の際は必ず調査課員が立合うこと。
- 八 貴重図書資料の閲覧関係事務は調査課員が行うものとする。
- 九 貴重図書資料を影印または翻刻するときは國學院大學図書館所蔵である旨を明記し、影印書または翻刻書を二部以上寄贈しなければならない。
- 十 貴重図書資料を出陳するときは、運搬の際の取扱い、保管には万全を期すこと。特別貴重書の場合は運送保険契約を結ぶこととする。尚、万一貸出期間中に破損・亡失等の事故が生じた場合は相手方の負担で補償すること。展観目録類への写真掲載に際しては國學院大學図書館所蔵である旨を明記し、その目録類を二部以上寄贈しなければならない。

第五条 出版業者その他のものが貴重図書資料の影印・翻刻などを行うときは有料とする。料金は別に定める。

第六条 貴重図書資料の虫害防除についての対策は万全を期すことを。

〔附記〕

現在、國學院大學図書館貴重図書資料に関する規定については「國學院大學規程集」の中に「貴重図書閲覧規則」・「國學院大學図書館利用規則」等に亘つて部分的に定められている。このたびの貴重図書資料管理条例規はこれららの規定を参考にして整理統一した内規である。今後事情変更の節は更に補訂を加える所存である。